

令和7年度 札幌市産業振興センター入居スペース使用者公募要領

札幌市産業振興センター内に設置しているインキュベーション施設（通称：サッポロビジネスビレッジ）を、創業間もない個人、法人等（以下「企業等」という。）及び札幌市において新事業を計画し、又は進出する目的を有する企業等を対象に低廉な費用で提供するとともに、支援チームによる継続的かつ多方面からの支援を通じ企業の成長をバックアップします。

【募集要項の目次】

I 施設について

- 1 施設の概要
- 2 入居ユニットの概要
- 3 利用料・利用形態
- 4 入居期間（使用期間）
- 5 企業支援メニュー

II 令和7年度入居者公募について

- 1 公募期間
- 2 公募する部屋
- 3 公募する入居者の条件
- 4 申込方法
- 5 入居者の選考
- 6 入居時期
- 7 お問い合わせ先

I 施設について

1 施設の概要

施設名	札幌市産業振興センター 産業振興棟 サッポロビジネスビレッジ
所在地	札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1
構造	鉄筋鉄骨コンクリート造、地上3階
入居ユニット数	2階、3階部分の29室
入居ユニット面積	10㎡～81㎡
土地・建物所有者	札幌市
管理・運営者	一般財団法人さっぽろ産業振興財団
公共交通機関	市営地下鉄東西線「東札幌駅」から徒歩7分 JR北海道バス「札幌コンベンションセンター前」から 徒歩1分

- セキュリティ対応 カードキー及びメカキーによる管理
警備員（平日：17時～23時 土・日・祝：6時～23時）
機械警備（全日：23時～翌朝6時）
- 建物内の施設
- ・コワーキングスペース
 - ・有料施設：会議・セミナー・研修・イベント会場、体育実習室、トレーニングルーム）
 - ・一般財団法人さっぽろ産業振興財団本部
 - ・北海道立職業能力開発協会

2 入居ユニットの概要

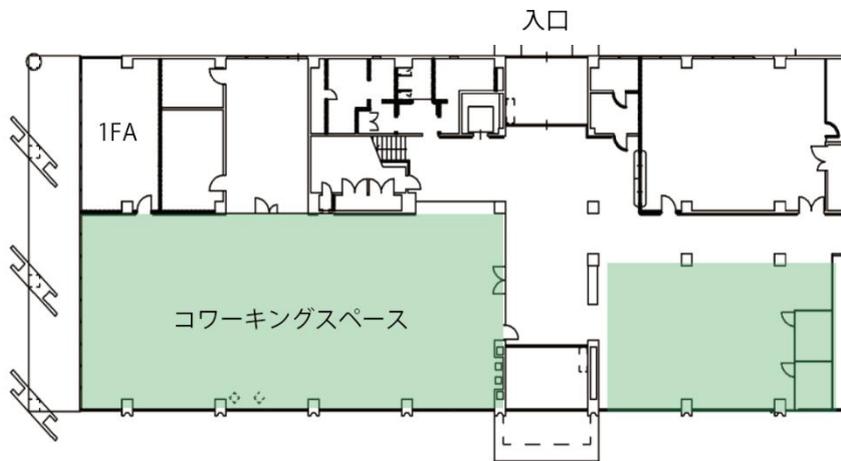
部屋番号	面積 (㎡)	階数	向き	月額利用料 (円)	電気容量
2FA	24.53	2	南西	65,000	20A
2FB	28.13	2	南西	75,400	20A
2FC	25.75	2	南西	67,600	20A
2FD	26.56	2	南西	70,200	20A
2FE	27.00	2	北西	70,200	20A
2FF	27.00	2	北西	70,200	20A
2FG	25.20	2	北西	67,600	20A
2FH	81.00	2	南	210,600	20A
2FI	54.00	2	南	140,400	20A
3FC	52.20	3	北西	137,800	30A
3FD	51.08	3	南	135,200	30A
A-1	51.00	3	南東	132,600	105A
A-2	51.00	3	南東	132,600	105A
A-3	51.00	3	南東	132,600	105A
A-4	51.00	3	南東	132,600	105A
A-5	51.00	3	南東	132,600	105A
B-1	27.00	3	北西	70,200	80A
B-2	27.00	3	北西	70,200	80A
B-3	27.00	3	北西	70,200	80A
B-4	27.00	3	北西	70,200	80A
B-5	27.00	3	北西	70,200	80A
C-1	10.00	3	北西	26,000	60A
C-2	10.00	3	北西	26,000	60A

C-3	10.00	3	北西	26,000	60A
C-4	10.00	3	北西	26,000	60A
C-5	10.00	3	南東	26,000	60A
C-6	10.00	3	南東	26,000	60A
C-7	10.00	3	南東	26,000	60A
C-8	10.00	3	南東	26,000	60A

※月額利用料に電気料金は含みません。

インキュベーションフロアマップ

1F



2F



3F



【利用可能スペース】

契約入居ユニット / コワーキングスペース(1F) / 商談室 (2・3F) / ワークブース(2F) / コミュニティラウンジ(3F) / Cタイプ 10㎡入居者優先商談室(F3) / 駐車場(要契約)

【設 備】

大型カラープリンター(BO サイズ対応)(2F) / カラー複合機(ネットワーク対応)(2F) / 各企業個別の郵便受け(1F) / 宅配 BOX (1F) / 給湯室 (2・3F) / 電子レンジ(2F) / 自動販売機(1・2階)

(1) 通信環境

□施設内 LAN を経由してインターネットの常時接続可能です。

●インターネット回線

2FA～3FD 上り下り 90Mb 帯域保障型

A-1～C-1 最大100Mbpsの通信速度の回線を施設内で共有

●安全性

ルーターにより、外部からの不正アクセスを抑制します。また、セグメント別のアクセス権の割り当てを行い、入居ユニットのセキュリティを確保します。

ルーター等の一部機器等については二重化されており、障害時の安定稼働を確保します。

●メールアドレスを取得されるなどの場合、ドメイン名の申請・維持は各自にて実施してください。

●施設ネットワークは多くの方が利用しています。他の方に迷惑がかからないようウイルス対策ソフトの導入等、対策は十分に施してください。

□電話回線、光電話、IP 電話、その他通信関係は個人での手続きになります。

□各入居ユニットに内線電話を設置しています。

□商談室、共有スペースに公衆無線 LAN を設置しています。共有部分ではインターネットの接続が可能になります。

(2) 各入居ユニット床の仕様

- 床仕上げ アクセスフロア、タイルカーペット
- 耐床荷重 300 kg/m²
- 天井高さ 2FA~3FD
 A-1 ~C-1
- 照明設備 各部屋個別照明方式
 蛍光灯は、管理費に含まれます。

(3) 利用可能時間

入居者は 24 時間 365 日出入り可能です。

ただし、各種法定点検、修繕工事等の実施に伴い利用を制限する場合があります。

3 利用料・利用形態

(1) 月額利用料に含まれる費用

- 契約入居ユニットの部屋代
- 共益費（管理費、清掃費、警備費、上下水道料金）
- 施設共有インターネット回線使用料

(2) 月額利用料以外の入居者負担費用

- 電気代（実費）
- 冷暖房費（3階のC-1 ~C-8は8室で負担）
- 電話料（個別契約）
- 駐車場料金（1台まで、月額5,000円）
- プロバイダ料金（ドメイン維持管理にかかわる費用=個別契約）

(3) 利用料の納入方法

入居当初には、入居月を含め2か月分を使用承認の際に納入（入居月の利用料は日割り計算）。その後の各月分は当該月の前々月の末日までに納入。

(4) 注意事項

- 危険物等を持ち込まないこと。
- 所定の場所以外において飲食や火気の使用をしないこと。
（当施設は敷地内全面禁煙となっております。）
- 施設、備品等の取扱いを適切に行うこと。
- 他人に迷惑を及ぼす行為、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- その他職員の指示に従うこと。

(5) その他

許可を受けずに入居ユニットの現状を変更、又は特別な設備若しくは機器を取り付けることは出来ません。現状の変更があった場合は、退去時に原状回復をしていただきます。

4 入居期間（使用期間）

3年以内です。

ただし、使用承認は年度（4月1日から翌年3月31日）単位での更新となります。

やむを得ない事情により、使用承認期間内に使用を取り止める場合には、使用を取り止める日の2ヵ月前までに申し出が必要です。

5 企業支援メニュー

① 企業訪問

インキュベーションマネージャー（IM）や、中小企業診断士などの専門家が入居者を訪問して、直接相談に応じます。

② 情報提供

補助金・助成金・セミナー・関連技術等の事業を行う上で必要な情報の提供をいたします。

③ 人材育成

定期的な勉強会を開催しビジネスプランのブラッシュアップとマンツーマンによるコンサルティングを実施いたします。

④ 販路拡大

各種交流会企画・展示会への出展支援を行います。

⑤ 企業PR

市・財団発行の雑誌・パンフレットへの掲載、プレスリリース支援を行います。

⑥ その他

その他よろず相談承ります。

II 令和7年度入居者公募について

以下のとおり入居者を公募・選考いたします。

1 公募期間

随時募集 毎月月末締切

2 公募する部屋

部屋番号	面積	利用料
C-2	10㎡	26,000円/月
C-4	10㎡	26,000円/月
2FG	25.20㎡	67,600円/月
B-1	27㎡	70,200円/月

3 公募する入居者の条件

(1) 市内の法人・個人

- ・中小企業等※（その他団体）設立後5年以内の市内事業所
- ・事業を営んでいない個人

(2) 市内の法人・個人・団体（新規事業）

- ・市内事業所のうち、新規事業を開始するもの

(3) 市外の法人・個人・団体

- ・市外事務所で市内に事務所を設置するもの
- ・市外事務所で市内への事業進出の調査・検討を行うもの

※中小企業者等とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる会社及び個人と、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号（第3号及び第4号を除く。）に掲げる事業協同組合、企業組合等の中小企業団体をいう。

4 申込方法

次の書類を郵送又は持参してください。

使用者公募申込書（様式1）

事業計画書（様式1の2）

法人の経歴書及び代表者の履歴書（法人）、履歴書（個人）

商業登記簿又は法人登記簿の謄本（法人）、

住民票又は外国人登録証明書（個人）

印鑑証明書

直前3年間の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、さらに法人の場合は、剰余金処理案又は損失金処理案）

直前1年間の納税証明書（法人または個人の事業に係る市民税、事業所税）

[郵送・持参先]

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1

一般財団法人さっぽろ産業振興財団

スタートアップ支援担当部 スタートアップ支援担当課

TEL：011-817-8911

・郵送の場合、最終日 17:00 までに必着

・持参の場合、受付時間は 9:00～17:00（平日）

5 入居者の選考

① 選考方法

応募された書類をもとに、当財団主催の入居スペース管理委員会にて、事業計画書及び企業プレゼンテーション内容等の審査を行い、その結果をもとに当財団が決定いたします。

② 選考基準

市税を滞納していないこと、公序良俗に反せず、事務所としての使用範囲を超えない事業内容であることの他に、以下の5項目について、入居スペース管理委員会にて審査・採点を行います。

(1) 市内の法人・個人・団体（設立後5年以内／事業を営んでいない個人）

ア 独創性

ビジネスにおいて発想力・開発力を持ち、他との差別化が図られているか。

（別添ビジネスモデルキャンバス、プレゼンによる）

イ 成長性

市場・社会的必要性を考慮し、いかに事業として成長するか。

（別添ビジネスモデルキャンバス、プレゼンによる）

ウ 起業家マインド

起業家としての心構え、確固たるビジョンを持っているか。

（事業計画書内の項番4「企業ビジョン・入居後の3年間の目標・将来の夢」、プレゼンによる）

エ 自社の課題とインキュベータに入る必要性

自社の課題の認識をもち、当財団の支援スキーム・他の支援者等の活用によりその企業を成長させることができるか。

（事業計画書内の項番5「課題・財団企業支援メニューの活用」による）

オ 経営・資金計画

財務面で問題がないか。経営計画が根拠のあるものとなっているか。事業計画と経営計画が一致しているか。

（事業計画書内の項番3「入居後3年間の事業スケジュール」・項番6「開業資

金と調達方法」・項番7「経営収支見通し」、財務諸表等による)

※採点は、各項目5点満点で行いますが、項目により評価の配点を変え、「独創性」「成長性」「起業家マインド」よりも「インキュベータ入居の必要性」をより重視するものとします。各項目の採点基準及び評価の配点は、別表のとおりです。

(2) 市内の法人・個人・団体（新規事業）

ア 独創性

ビジネスにおいて発想力・開発力を持ち、他との差別化が図られているか。

(別添ビジネスモデルキャンバス、プレゼンによる)

イ 成長性

市場・社会的必要性を考慮し、いかに事業として成長するか。

(別添ビジネスモデルキャンバス、プレゼンによる)

ウ 技術的・知的資産の保有

保有する技術的・知的資産が、市場価値が高く、他社に比べて優位性があるか。

(別添ビジネスモデルキャンバス、プレゼンによる)

エ 自社の課題とインキュベータに入る必要性

自社の課題の認識をもち、当財団の支援スキーム・他の支援者等の活用によりその企業を成長させることができるか。

(事業計画書内の項番5「課題・財団企業支援メニューの活用」による)

オ 経営・資金計画

財務面で問題がないか。経営計画が根拠のあるものとなっているか。事業計画と経営計画が一致しているか。

(事業計画書内の項番3「入居後3年間の事業スケジュール」・項番6「開業資金と調達方法」・項番7「経営収支見通し」、財務諸表等による)

※採点は、各項目5点満点で行いますが、項目により評価の配点を変え、「独創性」「成長性」「技術的・知的資産の保有」よりも「インキュベータ入居の必要性」をより重視するものとします。各項目の採点基準及び評価の配点は、別表のとおりです。

(3) 市外の法人・個人・団体

ア 札幌・北海道周辺地域の産業活性化への貢献度

札幌市産業振興ビジョンに合った地域経済に貢献するビジネスであるか。

(事業計画書内の項番4「企業ビジョン・入居後の3年間の目標・将来の夢」、プレゼンによる)

イ 成長性

市場・社会的必要性を考慮し、いかに事業として成長するか。

(別添ビジネスモデルキャンバス、プレゼンによる)

ウ 技術的・知的資産の保有

保有する技術的・知的資産が、市場価値が高く、他社に比べて優位性があるか。

(別添ビジネスモデルキャンバス、プレゼンによる)

エ 自社の課題とインキュベータに入る必要性

自社の課題の認識をもち、当財団の支援スキーム・他の支援者等の活用によりその企業を成長させることができるか。

(事業計画書内の項番5「課題・財団企業支援メニューの活用」による)

オ 経営・資金計画

財務面で問題がないか。経営計画が根拠のあるものとなっているか。事業計画と経営計画が一致しているか。

(事業計画書内の項番3「入居後3年間の事業スケジュール」・項番6「開業資金と調達方法」・項番7「経営収支見通し」・、財務諸表等による)

※採点は、各項目5点満点で行いますが、項目により評価の配点を変え、「札幌・北海道周辺地域の産業活性化への貢献」「成長性」「技術的・知的資産の保有」よりも「イキュベータ入居の必要性」をより重視するものとします。各項目の採点基準及び評価の配点は、別表のとおりです。

別表

採点基準	5・・・優れている 4・・・概ね良好である 3・・・平均的である 2・・・やや劣る 1・・・不適格である		
入居条件と項目毎の評価の配点			各ユニット共通
(1)市内の法人・個人 (設立5年以内)	(2)市内の法人(新規事業)	(3)市外の法人	配点
ア 独創性		ア 札幌・北海道周辺地域の産業活性化への貢献	4
イ 成長性(共通)			4
ウ 起業家マインド	ウ 技術的・知的資産の保有		4
エ 自社の課題とインキュベータに入る必要性			6
オ 経営・資金計画			2
総得点(各項目点に配点をかけた総和)			100点満点

※部屋のタイプ別に得点の高い順に合否を決定しますが、各委員の採点の平均点で60点

に満たないものに関しては不合格となります。

※得点の高い者から優先的に希望部屋を割り当てるものとしますが、同点の場合は、札幌市が重点的に振興を図る事業分野（IT・クリエイティブ、環境、食、観光、健康福祉、医療等）との関連性を重視する等、総合的に判断して優劣を決するものとします。

※選考内容や選考結果のお問合せには、一切応じられませんのでご了承ください。

③ 企業プレゼンテーション

自社の特徴・技術・ビジネスモデル等についてのプレゼンテーションを10分程度で行っていただきます。また、プレゼンテーション終了後に委員による質疑応答があります。

企業プレゼンテーションを行っていただくことは選考必須条件です。

尚、応募者多数の場合には、書類審査の結果によりプレゼンテーションを行う企業の絞り込みを行うことがあります。

④ 企業プレゼンテーション開催日

後日ご連絡いたします。

⑤ 選考結果の発表

企業プレゼンテーション開催日の翌日以降に選考結果を文書により通知します。

⑥ 入居者説明会

後日ご連絡いたします

6 入居時期

選考結果日から2週間程度

7 お問合せ先

ご質問や現地見学等以下までお問合せください。

一般財団法人さっぽろ産業振興財団

スタートアップ支援担当部 スタートアップ支援担当課

TEL：011-817-8911 平日 9:00～17:00